

令和4年度当初予算調製方針

1 基本認識

- (1) 新型コロナウイルス感染症との戦いが始まってから1年半以上が経過したものの、引き続き、新たな変異株の流行にも警戒しつつ、次の波にしっかり備えることが必要な状況です。また、経済への影響も深刻であり、観光業、交通産業、飲食業やその関連事業、農林水産業、製造業などに携わる事業者の方々が大きな打撃を受けています。

さらには、局地的な豪雨の頻発などの大規模自然災害への備えや人口減少対策など社会経済情勢の変化や県民から寄せられている新たなニーズへの対応を加速する必要があります。

- (2) 他方、本県の財政状況については、これまでの行財政改革の取組により、県債残高や経常収支適正度の目標を達成するなど成果が着実に現れているものの、今後も社会保障関係経費が増加することや、公債費が高い水準で推移すること、また、県債管理基金への積立見送りによる財源不足額の解消といった緊急避難的な措置に頼った予算編成が続いていることなどから、機動的かつ弾力的な財政運営がしづらい状況にあり、持続可能な財政運営の確保に向けた歩みを着実に進めていく必要があります。

2 当初予算調製の基本方針

- (1) こうした基本認識の下で、三重を一層元気にし、県民の皆さんが笑顔で暮らしていけるよう、強靱で多様な魅力あふれる「美し国」をめざし、新型コロナウイルス感染症対策を始め、最優先課題である県民の命と暮らしを守るための取組をしっかりと進めつつ、県内産業の一層の振興を図るとともに、人口減少対策、脱炭素社会やデジタル社会の推進などの喫緊の課題に粘り強く取り組むことを基本方針として、令和4年度当初予算編成を行います。
- (2) 義務的な経費については、全ての事業において、必要性・緊要性等を十分検証し、精査をします。
- (3) 裁量的な政策経費については、必要な行政サービスを機動的に提供するため、前年度と同程度の水準を確保しつつ、一般経費においては、事業のメリハリのついた対応を行います。
- (4) 「令和4年度三重県行政展開方針（重点事業の考え方）」における重点取組については、必要な予算上の対応を行います。

- (5) 新型コロナウイルス感染症への対応については、必要な予算上の対応を行います。
- (6) 「DX（デジタルトランスフォーメーション）を通じて暮らしやすい社会をつくるアイデア」をテーマに実施したアイデア募集で県民の皆さんから寄せられた提案や意見については、事業に積極的に取り入れつつ、必要な予算上の対応を行います。
- (7) 持続可能な財政運営の確保に向けて、経常的な支出の抑制と多様な財源確保に取り組むとともに、引き続き県債発行の平準化に努めていきます。
- (8) 国の予算や地方財政計画等が未確定な段階にあることから、これらの動向を見極めつつ、今後必要に応じた対応を行っていきます。

なお、総務省が令和3年8月31日に発表した「令和4年度の地方財政の課題」では、「交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保」とされていますが、地方の安定的な行財政運営に必要な地方一般財源総額の確保については、予断を許さない状況にあり、令和4年度地方財政対策の年末の決着に向けて、引き続き注視していくことが必要です。
- (9) このほか、令和4年度当初予算要求にあたっての具体的な取扱いについては、「令和4年度当初予算要求にあたっての基本的事項」によることとします。

令和4年度当初予算編成を取り巻く情勢

1 国の動向

(1) 令和4年度の地方財政の課題（総務省 R3.8.31）

「交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保」などとしている。

(2) 令和4年度地方財政収支の仮試算【概算要求時】（総務省資料より抜粋）

	R3	R4
一般財源総額（交付団体ベース）	62.0兆円	62.1兆円（0.1兆円、0.2%の増）
うち地方税	38.1兆円	40.1兆円（2.0兆円、5.4%の増）
地方交付税	17.4兆円	17.5兆円（0.1兆円、0.4%の増）
臨時財政対策債	5.5兆円	3.3兆円（2.2兆円、40.2%の減）

2 本県の財政状況

(1) 一般財源収入の推移

（単位：億円）

	H29	H30	R元	R2	R3
地方税	2,463	2,659	2,543	2,517	2,374
地方譲与税	293	327	320	287	236
地方交付税	1,393	1,379	1,305	1,431	1,473
臨時財政対策債	421	396	326	337	588
その他	705	682	837	912	785
計	5,275	5,443	5,331	5,484	5,456

※H29～R2年度は決算額、R3年度は当初予算額。

※その他は、「地方消費税清算金」「地方特例交付金」「交通安全対策特別交付金」「減収補てん債」。

※それぞれの金額を四捨五入しているため、各表の合計等が合わない場合があります。（以下同）

(2) 財政調整のための基金残高の推移

（単位：億円）

9月補正後 （9月末現在）残高	H29	H30	R元	R2	R3
	31	44	52	64	80

(3) 主な財政指標の推移

(単位：%)

	H28	H29	H30	R元	R2 (速報値)
経常収支比率	99.8 (46)	98.0 (43)	95.1 (24)	95.8 (22)	96.3
実質公債費比率	14.3 (36)	14.2 (38)	14.2 (42)	13.4 (37)	12.7

※ () 内は、数値が低い方から数えた全国順位。また、R2は速報値であり、今後数値が変動する場合があります。

※ 経常収支比率とは、県税、普通交付税など、毎年度経常的に収入されるもので、地方公共団体が自由に使える財源のうち、人件費、扶助費、公債費など毎年度経常的に支出される経費に充てられた財源の占める割合のことで、率が高いほど財政の弾力性が低いことを示しています。

※ 実質公債費比率とは、県税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費（普通交付税で措置されるものを除く）に充てられたものの占める割合のことで、当該年度の公債費負担の大きさを示しています。

3 令和4年度当初予算要求基準等について

(1) 歳入の見込 (現時点)

(単位：億円)

		R3 当初予算	R4 見込	
一般財源	県税＋地方譲与税＋地方交付税＋臨時財政対策債等	5,456	5,482	※1
	財政調整のための基金	71	70	
	行政改革推進債	57	57	
	退職手当債	17	17	
	宝くじ収入等	35	35	
小計		5,636	5,663	
特定財源	国庫支出金	1,201	719 + α	
	県債	600	600	※2
	その他	444	444	
計		7,882	7,426 + α	

※1 R3年度当初予算に「仮試算」の伸び率を加味して試算

※2 特定財源は、αを除き、R3年度当初予算同額で仮置き

(備考)

- ・ α：新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
- ・ その他：諸収入、財産収入、分担金・負担金、使用料・手数料、繰入金（財政調整基金繰入金を除く）など

(2) 令和4年度当初予算要求基準

(単位：億円)

	R3 当初予算	R4 要求基準	
義務的・その他の経費	人件費	2, 126	所要額
	公債費	1, 119	
	社会保障関係経費	1, 163	
	税関関連交付金等	1, 103	
	繰出金等	154	
	庁舎管理経費等	168	
裁量的な政策経費	重点施策枠 ※旧特定政策課題枠 (非公共)	5	所要額
	一般経費 (非公共)	328	要求上限額(シーリング)の範囲内で要求
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 一般経費の要求上限額 I : R3 一般経費 I 予算額 × 90% としたうえで、 最大 1.2 倍まで要求を認める。 II : R3 一般経費 II 予算額 × 100% </div>		
	公共事業	818	要求上限額(シーリング)の範囲内で要求
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 公共事業の要求上限額 : R3 予算額 × 100% </div>		
	個別検討項目	110	所要額
	大規模臨時的経費	276	
	新型コロナウイルス感染症対策枠	512	
	県民提案枠 ※旧県民参加型予算	0.6	
	計	7, 882	

※所要額で要求できる事業も含め、全ての事業において、必要性・緊要性等を十分検証し、精査する。

(備考)

- 繰出金等とは、特別会計、企業会計等への繰出金等
- 一般経費 I とは、主に毎年実施する啓発事業などソフト事業を行うための経費で、裁量的な政策経費のうち、どこの区分にも属さないもの。
- 一般経費 II とは、高額備品の年間リース料、船舶の定期検査など経常的かつ大規模な経費
- 個別検討項目とは、私学振興補助金、商工会議所等への人件費支援、高等学校運営費等
- 大規模臨時的経費とは、施設の改築・大規模改修、システム開発など臨時的かつ大規模な経費

令和4年度地方財政収支の仮試算【概算要求時】

【通常収支分】

(単位:兆円)

区 分	3年度 兆円	4年度		仮試算の考え方
		兆円	増減 兆円	
(歳出)				
給与関係経費	20.2	20.0	△ 0.2	△ 0.8 R3人事院勧告(令和3年8月10日)を反映
一般行政経費	40.9	41.4	0.5	1.3 社会保障関係費の増
補助	22.9	23.4	0.5	2.1
単 独	14.8	14.9	0.0	0.2
国民健康保険・後期高齢者 医療制度関係事業費	1.5	1.5	0.0	2.0
まち・ひと・しごと創生事業費	1.0	1.0	0.0	0.0
地域社会再生事業費	0.4	0.4	0.0	0.0
地域デジタル社会推進費	0.2	0.2	0.0	0.0
投資的経費	11.9	11.9	0.0	0.0 R3年度同額
直轄・補助	5.7	5.7	0.0	0.0
単 独	6.2	6.2	0.0	0.0
維持補修費	1.5	1.5	0.0	0.0
公営企業繰出金	2.4	2.4	△ 0.0	△ 0.6
公 債 費	11.6	11.5	△ 0.0	△ 0.3
(猶予特例債含み)	11.8	11.5	△ 0.2	△ 2.1
水準超経費	1.2	1.3	0.2	13.9
計	89.6	90.1	0.5	0.6
うち一般歳出計	75.4	75.8	0.4	0.5
(歳入)				
地方税等	39.9	42.4	2.5	6.4 「中長期の経済財政に関する試算」(令和3年7月21日内閣府)による各種指標等を用いて試算
(猶予特例分含み)	40.1	42.4	2.3	5.8
地方税	38.1	40.1	2.0	5.4
地方譲与税	1.8	2.3	0.5	27.3
地方特例交付金等	0.4	0.2	△ 0.1	△ 38.0 「令和4年度 地方交付税・地方特例交付金等概算要求の概要」参照
地方交付税	17.4	17.5	0.1	0.4
国庫支出金	14.8	15.0	0.2	1.6 社会保障関係費の増
地方債	11.2	9.0	△ 2.2	△ 19.6
うち臨時財政対策債	5.5	3.3	△ 2.2	△ 40.2
そ の 他	5.9	5.9	0.0	0.1
計	89.6	90.1	0.5	0.6
うち「一般財源」	63.1	63.4	0.3	0.4 注)2参照
うち(水準超経費除き)「一般財源」	62.0	62.1	0.1	0.2 (交付団体ベース)

- 注) 1 地方財政対策等に関し、仮試算の過程において見込まれた財源不足の補填についての考え方等については「令和4年度地方交付税の概算要求の概要」とおりである。
- 2 「一般財源」は、地方税等、地方特例交付金等、地方交付税及び臨時財政対策債の合計額である。
- 3 令和3年度の「公債費」は、猶予特例債の元利償還金、「地方税等」、「地方税」及び「地方譲与税」は、令和2年度徴収猶予の特例の適用に伴う令和3年度収入見込額を除く。
- 4 公共施設等適正管理推進事業費の取扱いについては、予算編成過程で必要な検討を行う。
- 5 東日本大震災に係る地方の復旧・復興事業等に係る財源の確保については、事項要求とする。
- 6 表示単位未満四捨五入の関係で、積上げと合計、増減率が一致しない場合がある。

令和4年度当初予算要求にあたっての基本的事項

令和4年度当初予算の要求にあたっては、「令和4年度当初予算調製方針」に基づき、下記の事項に留意して見積書を作成する。

なお、現下の財政状況を踏まえ、全ての事業の要求にあたっては、必要性・緊要性等の検証を一層徹底するとともに、市町や民間団体等との役割分担を十分に整理した上で、所要額の厳しい精査と特定財源の最大限の確保により、要求金額を精査し、必要最小限の要求とする。

記

第1 基本的事項

(予算の性格)

- 1 予算は、「年間総合予算」とする。

(予算要求基準)

- 2 事業のスクラップアンドビルドを促進し、メリハリのある予算を実現するため、予算要求基準については以下のとおりとする。

- (1) 人件費、公債費、社会保障関係経費、税収関連交付金等、繰出金等、庁舎管理経費等の義務的な経費については、十分精査した上で、必要最小限の経費で要求すること。

なお、庁舎管理経費等については、別途、要求上限額を示すので、その範囲内で要求すること。

- (2) 裁量的な政策経費については、以下の経費区分に応じて、それぞれ定める基準の範囲内で要求すること。

- ① 「令和4年度三重県行政展開方針（重点事業の考え方）」における重点取組については、重点施策枠として要求することができる。

- ② 一般経費（非公共事業）については、以下の区分に応じて、それぞれ定める対前年度比率を乗じた額（一般財源ベース）の範囲内で要求すること。

- (i) 一般経費（非公共事業）Ⅰ

令和3年度当初予算の一般経費Ⅰの90%以内。

なお、90%以内としたうえで、事業間にメリハリをつけられるよう、90%以内とした額に対し最大1.2倍まで要求することができる。

- (ii) 一般経費（非公共事業）Ⅱ

令和3年度当初予算の一般経費Ⅱの100%以内。

- ③ 公共事業については、令和3年度当初予算（一般財源ベース）の100%以内で要求すること。
- ④ 個別検討項目（私学助成、商工会等助成、高等学校運営費）については、十分精査した上で、必要最小限の経費で要求すること。
- ⑤ 大規模臨時的経費（情報システム関連予算を含む）については、厳しく抑制していく必要があり、要求にあたっては、必要性・緊要性等の検証を徹底すること。その上で、必要性が一定認められるものでも緊要性が低いものについては、県民生活に影響を及ぼさない範囲で、可能な限り次年度以降に先送りするものとする。緊要性が高く、かつ真に必要なものについては、全体計画など後年度の負担を十分精査し、必要最小限の経費を適切に見積ること。また、単年度の負担に偏りがないよう、可能な限り事業費の年度間調整を図ること。
なお、経常的な支出にかかる事業（終期が明確でないもの）や、臨時的であっても小規模な事業については、大規模臨時的経費の対象とはしないので留意すること。
- ⑥ 新型コロナウイルス感染症への対応にかかる緊要な経費については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を最大限活用することを念頭に、別枠で予算要求できるものとする。
- ⑦ 「あったかいDXを通じて暮らしやすい社会をつくるアイデア」をテーマにアイデア募集した際に県民の皆さんから寄せられた提案や意見を生かして構築した事業については、県民提案枠として要求できるものとする。

- (3) 県債（臨時財政対策債等を除く）発行の平準化に努めることとしているため、県債については、原則として、令和3年度当初予算額（行政改革推進債を除く）を上回らない額で要求すること。

(事業等の成果の検証と見直し)

- 3 要求にあたっては、これまでの事業の成果を以下により十分に検証したうえで、終期を迎えた事業及び事業目的を達成した事業は原則廃止すること。

(1) 事務事業の検証と見直し

- ① 全ての事務事業について、「妥当性・必要性・有効性・効率性・緊要性」の5つの視点からゼロベースで検証し、徹底した事務事業の見直しを行うこと。中でも、「緊要性」が乏しい事業については、厳しく見直しを行うこと。
- ② 3年以上にわたり実施している事業のうち、当初の目的を達成しているものや、活用実績が低調又はニーズが低いものについては、廃止、休止など思い切った見直しを行うこと。

- ③ 他の都道府県と比較し高額になっている経費や、事業規模の大きいものについては、その規模や水準を厳しく精査すること。
- ④ 人件費を含めたフルコストで費用対効果を測ることを徹底した上で、効果を十分発揮していると言いき難いものについては、抜本的な見直しを行うこと。
- ⑤ 官と民、県と市町との役割分担の観点から十分検討した上で、県関与の必要性が薄れつつある事業については、一定期間の後、廃止すること。
- ⑥ 終期が設定されていない事業については、法令義務等のものを除き、上記の視点による見直しを検討した上で、終期（原則3年）を必ず設定すること。
- ⑦ 中央労使協働委員会（令和3年6月30日開催）において労使で提案した内容「各部局長は、コロナ禍で廃止・見直して影響がなかった業務、職員以外が行うことで効果的に実施できた業務をふまえ、令和2年度より業務をあと10%やめる、あと10%見直す取組を、職場・職員のアイデア・提案に耳を傾け、実践する」について取り組むこと。
- ⑧ なお、事務事業の見直しにより、市町等に影響のある事業の廃止・見直し（補助金の削減を含む）を行う場合には、時機を逸することなく市町をはじめ関係者に対して丁寧な説明と十分な協議、調整を行うこと。

（2）県単独補助金の見直し

県単独補助金・負担金については、社会経済情勢の変化、官と民、県と市町との役割分担、事業効果、補助率の適正化、公平性等の観点から抜本的な見直しを行うこととし、思い切った廃止や休止、統合、縮小等を進め、行政のスリム化を図ること。

- ① 既存の補助金については、経過措置等の激変緩和も考慮した上で、次の基準に該当するものについて見直しを行うこと。
 - ・ 高率補助金（補助率が2分の1を超えるもの）
 - ・ 零細補助金（個々の市町への交付額が1,000千円未満のもの）
 - ・ 国庫補助事業に対する県単独上乘せ補助金
 - ・ 市町に対する交付税措置のある経費への補助金
 - ・ 県の補助額以上の繰越額、剰余金のある団体への補助金
 - ・ 制度創設から長年経過する中で当初の意義が薄れつつある事業（実績を上げ県の支援の必要性が薄れたものも含む。）
 - ・ 予算額に対して補助実績が低いもの
 - ・ 終期のない補助金
 - ・ 事業規模の大きい県単独補助金
 - ・ 市町や団体に対する県単独補助金の中で、市町村や団体向けの国の直接補助と補助対象が重なり得るもの

- ② 新規の補助金の創設にあたっては、県関与の必要性、緊要性、ニーズ、得られる効果等を十分検討した上で、真に必要と判断されるものについては、上記①の見直しと整合性を保つとともに、当分の間、原則として全体の補助対象経費に対する県の補助率を3分の1以内とし、必ず終期設定（原則3年間）を行うこと。

加えて、定量目標を定め、より効果的・具体的な評価を実施すること。

(3) 社会保障関係経費の見直し

県単独の助成など裁量の余地のあるものについては、セーフティー・ネットの確保の観点に留意しつつ、県全体の県単独補助金の見直しと歩調を合わせた見直しを行うこと。

また、医療費の抑制に向け、ジェネリック医薬品の使用促進や、重複・頻回受診の抑制に向けた取組の推進、予防・健康増進取組の促進を積極的に行うこと。

(4) 県有施設の管理運営の効率化

県有施設については、新たな県民ニーズへの対応や県民サービスの向上の観点も踏まえつつ、県関与の必要性や施設の更なる有効活用、管理運営方法の見直しの視点に基づいて、廃止や統合を含めた施設のあり方を見直しを行うこと。あわせて施設にかかるコスト縮減や一層の収入確保に取り組むこと。

(5) 民間活力の導入の推進

「民間活力の導入に関するガイドライン」に基づき、多様なPPP/PFI手法（PFI、指定管理者制度、外部委託等の民間活力）の導入を推進することにより、県民サービスの向上、行政の簡素・合理化を積極的に図ること。

なお、継続して外部委託を行っているものについては、委託先、委託業務の内容、委託の効果等について厳しく見直しを行い、効率化に努めること。

(6) 県有動産の管理の効率化

老朽化している船舶や大型車両等の動産は、維持管理費が少なくないことから、その保有台数のあり方や効率的な維持管理の手法について、十分な検討を行うこと。

(7) 国所管法人等への支出

国の所管法人等に対する支出については、費用対効果等の観点から、引き続き見直しを行うこと。

(8) 出資金、貸付金の見直し

その目的、効果、条件及び実績等制度全般にわたって見直しを行い、統廃合、縮小、サンセット方式の導入を図ること。

特に、収入未済額の多い貸付金については、民間資金が低金利状況であること

を踏まえて、制度の廃止も含めた見直しを行うこと。

なお、出資金については、他の出資者との均衡にも十分配慮すること。

(9) 公社等の財政援助団体に対する指導の徹底

県から出資、補助、貸付等を行っている団体については、簡素で効率的な経営を行い、県民へ質の高いサービスを提供できるよう団体自身の事務事業の見直し、整理合理化、経費の節減、自主財源の強化等を図り、県からの自主自立を促し、必要最小限の支援にとどめること。

特に、「三重県外郭団体等改革方針」に基づく対象団体については、団体のあり方や県の関与について見直しを行うとともに、団体への補助金等の予算要求にあたっては、事業の検討を行い、3(2)の県単独補助金の見直しの考え方に沿って、その必要性の有無からゼロベースで見直しを行うこと。

(一般会計予算要求の留意点)

4 歳出に関する事項

(1) 新規事業の要求

新規事業の要求にあたっては、事業の必要性や効果、発生するコストや業務量等について十分検討し、その事前評価結果を明らかにするとともに、行政が担う領域かどうか、さらに、県と市町の役割分担を踏まえ、県が担う領域かどうかを明確にすること。その上で、真に必要と判断されるものについては、必要最小限の業務量・経費とするとともに、必ず終期設定(原則3年間)を行うこと。

なお、一義的には市町や民間が担うべき分野について、広域自治体である県が先導的・過渡的なものへの初期的対応として関与するとしたとしても、本来担うべき主体が相応の負担をすることが原則であり、県が必要以上の負担をすることは厳に慎むこと。

(2) 継続事業の要求

継続事業の要求にあたっては、多様化する県民ニーズに的確に対応しつつ、具体的にどのような成果や効果を狙っているのか明確にした上で、要求すること。

(3) 投資的経費の重点化、公債費の平準化等

① 投資的経費については、事業の緊要性・優先度や投資効果等を十分に検討するとともに、事業実施後の成果についても十分な評価を行い、県民ニーズに基づいたより一層の重点化を図ること。

② 県単建設事業(補助金を含む。)については、公共事業を含む他事業との関連を考慮し、投資効果、緊要性を厳しく選択すること。

③ 公共事業については、取引の実勢を踏まえた適正な労務単価や資材単価を考慮しつつ、コストとともに品質を重視した総合的なコスト構造改善に取り組み、効率的・効果的な事業実施を図ること。

- ④ 県有施設（ハコ物）については、原則として新たなものへの着手を当面見合わせる事。

ただし、老朽化している既存の施設において、県民の生命・身体にかかわるなど極めて緊急度の高い場合のみ、予算要求できるものとする。

- ⑤ 公債費負担の平準化を図るため、新規発行の県債については、適切な範囲において、より長い償還期間とするとともに、借換債については、当面、その償還期間を可能な限り延長すること。

(4) DX関連事業の要求

- ① DX関連事業については、三重県デジタル戦略推進委員会が実施する要求状況調査を経て同委員会から予算要求が認められたものを対象とし、必要に応じて債務負担行為を設定した複数年契約を行うことに留意すること。
- ② 「DX関連予算要求に係る基本方針」に留意し、三重県デジタル戦略推進委員会による助言・支援を踏まえて予算要求を行うこと。詳細については、別途、三重県デジタル戦略推進委員会からの通知「DX関連予算要求に係る基本方針について」を参照すること。
- ③ 「情報システムの予算要求に係る基本方針」に留意し、三重県デジタル戦略推進委員会による審査を必ず受けること。審査にあたっては、トータルライフサイクルコストによる調達実施、公平性・透明性・競争性の確保の観点から、システムの新規開発や、再構築を行う際は、開発と運用保守業務のコストを一括したトータルライフサイクルコストの価格評価を実施すること。
- ④ 業務見直しと費用対効果の検証を十分に行うとともに、そもそもの必要性についてゼロベースで検討し、行政運営の効率化・行政サービスの向上に資するものを要求すること。
- ⑤ システム化や運用にあたっては、「情報セキュリティポリシー」に則り、情報セキュリティに万全を期すこと。

(5) 総人件費の抑制

簡素で効率的・効果的な業務執行が可能となる組織体制の整備を進め、総人件費の抑制を行うこと。

(6) 債務負担行為と繰越明許費の適切な設定

債務負担行為については、将来の財政負担を義務づけるものであるため、新規に設定する場合には、事業規模、年割額等を十分検討し、後年度において過重な財政負担及び人員増を招かないよう留意すること。

工事の施工時期の平準化を目的として、年度をまたぐ工事だけではなく、工期が12ヶ月未満の工事についても、債務負担行為を積極的に活用するとともに、必要に応じ、繰越明許費の当初予算での計上を検討すること。

(7) 事業の適切な受託

事業の受託にあたっては、これを漫然と受け入れることなく、事業内容、事業量と職員の処理能力とを勘案し、受託の適否を判断すること。

さらに、受託する場合は、原則として従事者の人件費、その他関連事務費等を含めた適正な受託額を確保すること。

(8) 高額物品の有効活用

高額物品については、「みえ物品利活用方針」に基づき、既存物品の有効活用を十分図ることとし、物品の更新を必要とする場合であっても、機能の簡素化や規模の縮小ができないか厳しく見直した上で、リースやレンタル、スポット使用等の手法も検討し、必要最小限のものとする。なお、予算要求に際しては、出納局に提出した「物品購入利活用書」を予算見積書に添付すること。

(9) 監査結果及び意見等への的確な対応

監査委員による監査結果及び意見や包括外部監査結果、前年度決算の状況等を踏まえ、的確に対応すること。

(10) 事業に伴う市町との連携

市町負担を伴う新規事業等については、当該市町の財政状況等とも密接に関連するため、事業の計画にあたっては、事前に地域連携部市町行財政課の意見を十分聴き取っておくとともに、関係市町と十分、連携・調整の上、予算要求すること。

(11) 国の予算等への対応

予算の見積りにあたっては、国の予算編成や地方財政対策等に基づく制度改正の動向についての的確に把握するとともに、各省庁に対し、提言・要望を積極的に行うこと。

(12) 後年度負担等の把握

計画的な財政運営の確保に向けて、各事務事業の後年度負担を明らかにするよう努めること。特に、新たに人員や予算を必要とする事業（公共事業による施設の整備等を含む。）にあっては、将来の財政負担について十分な検討を加えるとともに、執行体制、管理運営方法等について、計画段階から関係部局等と十分な協議を行い、明確な方針を定めた上、要求すること。

(13) 組織機構・定数調整方針との調整

「令和4年度組織機構及び職員定数調整方針」に十分留意の上、予算要求を行うこと。

なお、予算編成と組織定数調整作業を連動させていくこととしており、留意すること。

5 歳入に関する事項

(1) 県税収入の見積もり

県税収入については、国の税制改正の方向及び今後の経済動向、徴収率向上の取組等を勘案の上、的確な判断により見積ること。

(2) 国庫支出金の積極的な活用

国庫支出金については、国の予算編成の動向を踏まえるとともに、後年度の財源手当にも留意しながら、積極的な活用に努めること。また、国庫支出金の金額については、補助対象事業を精査の上、適正に見積ること。

なお、国庫補助負担金等に係る超過負担等については、その解消等を強く国に申し入れること。

(3) 使用料・手数料の見直し

使用料及び手数料については、3年以上見直していないものや大規模修繕を行うなど所要経費が大きく変動したものについては、見直しを検討すること。

(見直しの視点)

- ・光熱水費や人件費等の所要経費が積算に算入されているか
- ・他の都道府県の単価や近隣施設の利用料金等と比較して適正か
- ・所要経費から算出された単価と使用料、手数料単価との間に差がある場合の理由（受益者の応分負担や利用者の見込み等）は適当か など

(4) 受益者負担の適正化

負担の公正を確保するため、税で賄うべきサービスか、受益者の負担で賄うべきサービスかについて十分検討の上、応益負担の原則に基づき、受益者負担の適正化に努めること。

(5) 財産収入の確保

財産収入については、未利用財産等の積極的な売り払いや貸付けを行うこと。

(6) 収納促進対策の実行

見込みうる限りの収入を的確に把握し、極力増収を図ること。

なお、本来収入されるべきものが収入未済となっている場合には、収納促進対策を講じ、適正な収入の確保を図ること。

(7) 新たな収入源の開拓

印刷物の有料化や広告収入の確保（ネーミングライツ、ホームページや印刷物への広告掲載、施設や公用車への広告掲載等）、空きスペースの貸付などを積極的に検討すること。特に、ネーミングライツや広告掲載、自動販売機の設置については、対象とする施設・箇所の拡大に努めること。

また、ふるさと応援寄附金に加えて、民間や財団が提供している助成金や、企業版ふるさと納税制度、クラウドファンディングの積極的な活用など、様々な角度から検討し、多様な財源の確保を行うこと。

(8) 特定目的基金の活用

特定目的基金のうち、積極的に活用されていないものについては、早急に活用方針を検討した上で、今後の活用の見込みが立たないものは処分すること。

また、特別会計のうち、繰越金の活用が十分でないものについては、国等と調整の上、資金収支に影響のない範囲で、一般会計への繰り入れを行うこと。

第2 特別会計

特別会計については、法令上特に定めるものを除き、財源不足額を一般会計からの繰出金に依存することなく、運営の合理化、経費の節減に努め、収支の均衡を維持することを基本方針とし、上記の「第1 基本的事項」の考え方に準じて見積ること。

第3 企業会計

企業会計についても、「第1 基本的事項」に準ずることとするが、地方公営企業法の趣旨に則り、経済性の発揮を基本とし、経営状況、今後の見通しについて十分な検討を行い、一般会計との間の負担区分を明確にし、予算の原案を作成すること。

第4 その他

- 1 見積書は、三重県予算調製及び執行規則により各記載項目について十分検討の上、記入すること。
- 2 各事業の要求にあたっては、オールインワンシステムによる事業マネジメントシート（事務事業）を添付すること。
- 3 新規事業については、「三重県危機管理実施要領」の「新しい事業に取り組む際のチェックリスト」等を参考に、事業の実施に際してのリスクとその適切な対応を十分検討した上で、予算要求すること。
- 4 新営改築改修費については、各部局において原案を作成し、県土整備部営繕課の技術的意見を聴取して見積ること。
- 5 物品、公共工事及び役務に係る予算の見積りにあたっては、「三重県リサイクル製品利用推進条例」及び「みえ・グリーン購入基本方針」を踏まえ、環境への配慮に努めること。
- 6 県有施設の整備や県公共工事の実施等に際しては、「みえ木材利用方針」を踏まえ、積極的な県産材の活用について取り組むこと。
- 7 物品及び役務の調達にあたっては、「三重県障害者就労施設等及び障がい者雇用促進企業等からの物品等の調達方針」に基づき、多様な分野での調達の可能性を検討するなど、障害者就労施設等、障がい者雇用促進企業及び社会的事業所への優先発注の更なる拡大に努めること。

また、感染予防に資する物品の調達にあたっては、「感染予防に資する物品の調達にかかる県内製造企業からの物品調達優遇制度実施要綱」に基づき優先発注を行うことで、感染予防に資する物品の県内製造体制の構築及び県内企業の製造の安定を図ること。

- 8 各部局からの予算要求状況については、公表を行っていくものとする。